

北秋田市高齢者福祉計画・第5期 介護保険事業計画がスタート

介護保険制度は平成12年に始まり、3年に1回の見直しが行われます。
本年4月からは、介護保険料の変更や事業所の追加整備を盛り込んだ5期目の計画が始まりました。市民の皆様のご理解をお願いいたします。

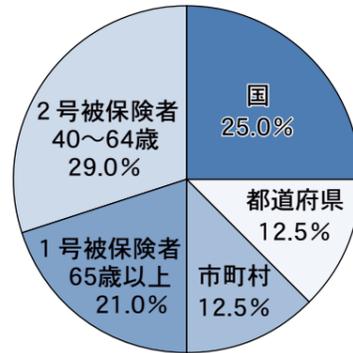
保険料はこうして 決まりました

介護保険は、皆様からいただく「保険料」を財源としています。被保険者やサービス利用者の増減で予算や給付費、更には納めていただく保険料にも大きく影響します。介護保険料は、3年間の給付費等を見込み、その3年間で第1号被保険者（65歳以上）が負担する保険料を定められた負担割合（表1）により算出しています。

介護保険料が変更になりました

月額基準額は5,577円（平成24～26年度）

【表1：介護保険財源構成】



介護給付費等には、第4期（平成21～23年度）の実績を基に北秋田市の高齢者人口の推移を予測し、認定者数やサービス利用者数・利用料の推計をしたもの（自然増分）と、施設の整備によって利用増が見込まれるもの（施設増分）が含まれます。また、平成24年度からは制度の改正により第1号被保険者の負担割合が20%から21%になり、さらに介護報酬が1・2%上昇するため、3年間の介護給付費として約150億円（表2）が必要と見込んでいます。

市では基金から2億円を 保険料に振り向け軽減します

市ではこれまでの事業の余剰金を介護保険財政調整基金に積み立てしており、平成24年3月末での積立額は約3億6千万円を見込んでいます。第4期では、1億5千万円を繰り入れして軽減を図ってきましたが、第5期計画では、2億円を繰り入れして負担軽減を図ります。また、各市町村が保険料不足に陥った場合、無利子で借りられる財政安定化基金制度があり、それぞれから拠出して積立していますが、今回に限り積立額の約6割を取り崩し、市町村に交付されることになりました。当市には、約4千3百万円交付されるため、この交付金も保険料の軽減に振り向けます。

【表2：3年間の給付費と月額基準額】

	24年度	25年度	26年度	計
総給付費	4,494,207,223	4,584,263,846	4,653,500,078	13,731,971,147
特定入所者介護サービス等給付費	219,345,710	225,926,081	232,703,863	677,975,654
高額介護サービス費	112,281,529	117,270,926	122,509,793	352,062,248
高額医療合算介護サービス費	18,832,954	19,477,729	20,154,743	58,465,426
審査支払手数料	5,872,520	6,048,745	6,230,195	18,151,460
地域支援事業費	65,000,000	65,000,000	65,000,000	195,000,000
計（給付費全体）	4,915,539,936	5,017,987,327	5,100,098,672	15,033,625,935
1号被保険者負担分	給付費全体の約21%を65歳以上の保険料で負担して頂くこととなります。 24億2000万円			
保険料月額基準額(第4段階)	5,577円	平成21～23年度までの額は4,795円		

重点取り組み 地域包括ケアシステム

これらの軽減対策を講じて3年間で約24億2千万円の保険料が必要であるため、第5期の保険料月額基準額は、5,577円となり、第4期の保険料月額基準額（4,795円）から782円上昇します。

当市の高齢化率は、県平均の29・6%を大きく上回る35・9%で、今後も高い水準で推移すると推察しています。高齢化が進む中、全ての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、できるだけ要介護状態にならないよう、医療との連携を図り、介護サービス、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に努めることを重点取り組みとしました。

サービス事業所の整備方針

第4期計画では、特別養護老人ホームを40床増やし、また、認知症対策として、グループホーム1ユニット（定員9人）、認知症対応型通所介護事業所（定員12人）を整備してきました。第5期計画では、増え続ける認知症に対処するため、グループホームをさらに1ユニット（定員9人）を整備します。また、介護老人保健施設ケアタウンたかのすの通所介護事業の一部を通所リハビリ事業（定員15人）に転換し、要介護状態の改善を図ります。

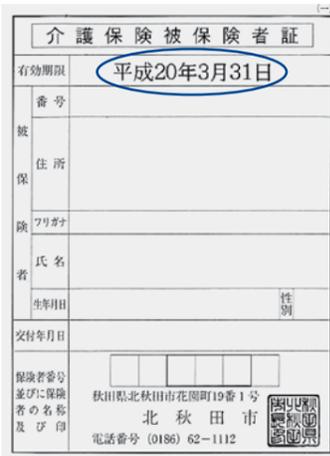
【所得による負担段階】

区分	平成24～26年度までの月額保険料		
	所得段階区分の要件	基準額に 対する 割合	月額保険料
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給世帯	0.50	2,789円
第2段階	市民税世帯非課税で本人の「合計所得金額」と「年金収入額」の合計が80万以下の者	0.50	2,789円
第3段階	市民税世帯非課税で本人の「合計所得金額」と「年金収入額」の合計が80万を超える者	0.75	4,183円
第4段階	市民税世帯課税で本人が非課税（保険料月額基準額）	1.00	5,577円
第5段階	市民税本人課税で「合計所得金額」が190万未満の者	1.25	6,972円
第6段階	市民税本人課税で「合計所得金額」が190万以上の者	1.50	8,366円

介護報酬改定に伴い一部のサービス利用料が変更となります。詳しくは、利用されているサービス事業所にお問い合わせください。保険料等の改正についての説明会については、各団体や自治会などから要望があれば、説明に伺います。

介護保険証の「有効期限」は廃止されました

お手持ち保険証に有効期限（平成20年3月31日）の記載がある場合でもそのままお使いいただけます。取り替えを希望される方はご連絡ください。



◎お問い合わせ

高齢福祉課介護保険班

☎ 62・1112

